

指定廃棄物長期保管施設にかかる環境省からの説明記録書

件名	指定廃棄物長期保管施設の詳細調査候補地選定に係る環境省からの説明（４回目） について
日時	平成２７年８月１８日（火） １６：００～１７：１５
場所	千葉市役所 資源循環部会議室
相手方	環境省 熊倉指定廃棄物対策担当参事官室計画官 山崎指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐 坂口関東地方環境事務所保全統括官
対応者	千葉市 黒川環境局長 神崎資源循環部長 安田廃棄物対策課長 森永廃棄物対策課長補佐 鈴木廃棄物対策課主任技師 東條廃棄物対策課主事
概要	①これまでの３回の説明における懸案事項その他について市から環境省に説明を求めた。 ②これに対し、環境省から、説明があり、それに対して質疑応答が行われた。なお、資料送付については別途協議することとした。

質 応 疑 答	<p>○環境省と千葉市の主な質疑応答は次のとおり。(環境省＝環、千葉市＝千)</p> <p>千 詳細調査候補地の場所について提示していただきたい。</p> <p>環 総合評価の結果の解説を加えた総合評価一覧表(25位迄)を提示する。詳細調査候補地の位置については民有地があり、個人情報保護のため公開することはできない。</p> <p>千 客観的な検証が求められており、追加提示について再検討していただきたい。</p> <p>千 県内他市で保管されている指定廃棄物の保管場所、保管量、保管方法などの情報を提示していただきたい。</p> <p>環 後日、県内他市の指定廃棄物の保管状況に関する資料を提示する。なお、民有地を除く保管場所の生活空間との距離は、誤差があるが、約30m～約800mである。一部、浸水想定区域内で保管している事例もあり、また、竜巻など自然災害の恐れもあり、一時保管を長期に続けることは適切ではないと考えている。</p> <p>千 ボックスカルバートによる保管についてどのように評価しているのか。</p> <p>環 適切に一時保管されていることを確認している。清掃工場での保管により作業スペースが狭くなり、修繕期間が延びるなど悪影響が出ているところもある。</p> <p>千 他県の放射性セシウム濃度ごとの指定廃棄物の保管量を提示していただきたい。</p> <p>環 後日、千葉県以外の4県の指定廃棄物量に関する資料を提示する。</p> <p>千 放射能の自然減衰に伴って8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の量はどのように変化していくのか。</p> <p>環 後日、一般的な濃度減衰の傾向に関する資料を提示する。粗い計算だが千葉県の指定廃棄物が全量8,000Bq/kgを下回るのにおよそ70、80年かかる。15年後の時点で1,300トン程度が残る。</p> <p>千 集約して保管することの合理性について説明していただきたい。</p> <p>環 県内で約3,700トンの指定廃棄物を一時保管しているが、いずれも住居に近く、台風や竜巻等の自然災害の恐れがあることや、清掃工場建屋内や収集車駐車場等を用いて一時保管している場所もある。15年後においても約1,300トンの指定廃棄物が見込まれており、長期にわたり一時保管を継続することは困難である。また、台風・竜巻等の自然災害のおそれがあり、1箇所に集約して管理する方が、人的資源等を集中的に投入し、施設の監視、修理、緊急時の対応等を迅速かつ確実に行う観点から適切であると国として判断した。</p> <p>千 自然災害を考慮するならば、分散保管した方が被害拡散を防げる可能性があるとの指摘がある。</p> <p>千 詳細調査候補地の絞り込み作業の工程を明らかにしていただきたい。</p> <p>環 後日、詳細調査候補地の選定作業に関する資料を提示する。</p>
------------------	---

	<p>千 東京電力との文書のやり取りについて情報公開していただきたい。</p> <p>環 後日、東京電力への土地利用計画等の確認についての文書を提示する。</p> <p>千 市民等詳細調査候補地の選定を見直すべきとの意見がある。4つの評価項目設定の理由について明確に説明していただきたい。また、「人口密集地」、「商業地」、「指定廃棄物のセシウム濃度」が評価項目とされていないことについて説明していただきたい。</p> <p>環 国の有識者会議及び市町村長会議における討議を踏まえ、評価項目等を国として定めている。 評価項目に関して、「人口密集地」については、住環境の保護や商業の利便性に配慮し、住居系用途地域及び商業系用途地域を除外しており、「海との近接性」については、海から50mのエリア及び海岸法に定める海岸保全区域を除外している。「指定廃棄物の放射能濃度」については考慮していないが、これは濃度にかかわらず、特措法に基づき国が責任をもって処理する考えから判断したものである。</p> <p>千 詳細調査候補地は工業地域にある。大規模地震が想定されている中、液状化・津波・高潮対策が必要な場所を選定した理由を明らかにしていただきたい。また、対策に要するコストについての考え方を示していただきたい。</p> <p>環 選定手法では、自然災害の起きやすい地域や住居に近い地域等を除外した結果、工業地域も対象となりえる。なお、コストについては考慮していない。</p> <p>千 県内各所で一時保管されている指定廃棄物の放射性セシウム濃度測定し、処理量を見直し、処理計画を再検討すべきではないか。</p> <p>環 指定廃棄物の保管量データが修正される度に選定作業をやり直すことになる、いつまでも選定結果が出ず、指定廃棄物の早期処理という喫緊の課題を解決することができない。このため、詳細調査候補地の選定に際しては、選定手法が確定した時点における最新のデータを用いて作業を行っており、詳細調査候補地の選定作業における保管量の見直しは考えていない。 ただし、実際に施設を設置する段階では、保管量や保管計画を精査した上で、施設の規模を決定する必要があると考えており、詳細調査と併せて確認していきたい。</p> <p>千 液状化・津波・高潮対策について、現在想定している以上の災害が発生した場合の対策について説明していただきたい。</p> <p>環 平成27年7月20日の市民説明会配布資料「千葉県県内における指定廃棄物長期管理施設の詳細調査 候補地選定経緯等について」中、44頁～50頁のとおり、必要な対策工を含めて検討していく。</p> <p>千 護岸の強度や埋立の経緯など、安全性にかかわる疑義に回答していく必要がある。必要な文献を調査し、正確な情報提供に努めていただきたい。</p> <p>環 市と協議し、文献等の確認作業を始め、可能な範囲において検証していきたい。</p>
--	--

- 千 環境省として東京湾北縁断層を「活断層・推定活断層」として評価しているのか。また、評価しないのであれば、「活断層・推定活断層から300m以内」として表示している理由は何か。
- 環 東京湾北縁断層を活断層と決めつけているわけではないが、活断層については研究主体によって評価が分かれることもあるため、より保守的に評価を行う観点から、かつて活断層であると考えられていたものも含め、「活断層詳細デジタルマップ」及び「活断層データベース」に記載のあるものは全て除外の対象としている。詳しくは、後日、文書回答する。
- 千 市民説明会を踏まえ、住居地からの距離が考慮されているのに対し、事業所からの距離が考慮されていないのか説明していただきたい。併せて、事業所等従事者への安全対策をどのように考えているのか。
- 環 事業所などの建物から50m以内のエリアや商業エリアは除外しており、働く方々に対しても考慮している。また、空間放射線量率や地下水などのモニタリングを実施し、結果を公表するとともに、周辺で働く方々への影響がないことについて確認していく。
- 千 安全対策に関して、事故が発生した場合の避難計画・体制について検討することが必要である。
- 環 千葉県における指定廃棄物は、大半が焼却灰である。これ自体は発火・爆発するものではなく、万一の災害時においても安全を確保できると考えており、避難が必要となるまでには至らないと考えている。  
万一の場合に備え、職員を常駐させるとともに、緊急時の対応マニュアルの作成や緊急連絡体制等の整備を行う。
- 千 指定廃棄物の指定解除手続きについて、現在の検討状況と今後の予定を示していただきたい。
- 環 指定廃棄物は国が責任をもって処理することとなっているが、1kg当り8,000ベクレル以下となったところで機械的に指定を解除すると、処理の目途がたたないまま、自治体や排出事業者が処理責任を負うことにもなりかねない。  
こうしたことを踏まえて、現在、どのような要件や手続きを経て解除を行うのが適切か検討している。
- 千 風評被害対策について、具体的な施策を示していただきたい。
- 環 長期管理施設の安全性等について正確な情報を伝えるため、新聞、テレビやインターネット等を活用して幅広く広報し、不安や懸念をできる限り払拭していく。  
さらに、千葉市の環境面でのブランドイメージがアップするような振興策についても、市と相談しながら行っていきたい。
- 千 単に必要性や安全性を広報してもどれだけ風評被害の防止に役立つのか疑問がある。
- 千 搬入車両について、コンテナ車の使用や移動時の空間放射線量率の継続測定についての検討結果を示していただきたい。
- 環 後日、指定廃棄物の運搬にかかるモニタリング機器の使用例に関する資料を提示する。

なお、搬入時の被ばくリスクについては、前回の指摘を受けて、市民説明会資料に明示した。

千 工業専用地域において、長期管理施設は用途制限に抵触するか。敷地の位置に関する都市計画決定が必要か。

環 工業専用地域における建築物の用途制限については、建築基準法第48条第12号の規定があるが、別表第二の同地域に建築してはならない建築物に該当しない。よって、同地域への設置は可能であると判断している。

また、建築基準法第51条に定める建築物を新築等する場合は、原則として都市計画審議会の議を経て、敷地の位置について都市計画決定することが必要である。本施設は同条及び政令で定める施設に該当しないため、都市計画決定は不要であると判断している。

千 生活環境影響調査を実施する際、第三者機関を設置するとともに、公告縦覧の手続きを取り入れることが求められる。

環 評価については有識者会議を想定している。諸手続きについては、引き続き検討する。

千 第三者機関については、有識者会議以外で再検討していただきたい。

以上